

宮古島市立狩俣中学校体育館 一般使用規約

1. 一般使用を希望される方は、使用規約に同意のうえ、使用申込書兼規約同意書に必要事項を記載して学校長宛てに提出してください。確認後、使用許可を認める。
2. 使用者は20歳以上を対象とする。

使用責任者名を確実に2名（連絡が可能方に限る）を署名すること。

3. 使用期間は1ヶ年を限度として、年度末を最終使用日とし、新年度は新たに申請する。
(4月1日～翌年3月31日迄)

4. 警備会社との関係で使用許可証（本紙）を体育館使用時は必ず持参するようにする。
- 許可証（本紙）の紛失や許可証記載事項に変更があった場合は、すみやかに届け出るようにする。

【利用上の注意について】

1. 体育館は健全なスポーツ活動を行う場所であり、その目的以外の利用は認めない。
2. 利用規約で申請した時間内（清掃片付け・鍵を閉める時間まで）で活動を行って下さい。
3. 必ず体育館シューズを着用し、使用後は清掃を行うようにして下さい。
4. 器具を利用した後は、必ず所定の場所に戻し器具の清掃を行うなどお互いが気持ちよく利用できるような心がけてください。
5. **体育館使用に関して、使用許可の中で使用を希望する器具類の申請がなければ使用を禁止する。諸道具（ボールなど）は使用者が持参してくること。**
6. **学校敷地内、体育館内では禁煙、飲食は一切禁止、ゴミは確実に持ち帰るようにして下さい。**
（飲食の後、喫煙の吸い殻の放置があった場合は、体育館利用の取りやめを勧告する。）
7. 他の団体より同体育館の使用希望があったときは、同日・共同利用とする場合がある。
8. 体育館の使用後は、戸締まり、ゴミの持ち帰り、消灯を確実に点検するようにして下さい。
9. 利用者の自己の不注意により起こした事故、ケガ等については、学校は、一切の責任を負いません。
10. 体育館使用者が、学校敷地内、体育館内で、騒音を発したり、暴力行為や迷惑行為があった場合、以後の使用を取り消す。
11. 体育館使用に限定されているので、他の学校施設への立ち入りは禁止します。

【使用の禁止】

管理者は、体育館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を禁止する。

- (1) 規約を遵守せず、無届け使用を続けた場合、許可した目的以外に使用しようとするとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 建物及びその備付物件を棄損又は滅失のおそれのあるとき。
- (4) その他、体育館の使用及び本校の学校教育に影響が生じていると判断されたとき。

【損害賠償】

使用者が建物又は設備その他の物件を棄損又は滅失したときは、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

【使用の取り消し】

使用者に対して、本校体育館の使用を取り消す場合は、1週間前まで通知する。

【同意申請書】

- 1 上記の使用規約を遵守し、狩俣中学校体育館施設の借用に同意します。
- 2 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで
毎週（ 曜日）時間 午後 時 分 ～ 午後 時 分まで
- 使用責任者氏名（ 印 ）連絡先（ ）
使用責任者氏名（ 印 ）連絡先（ ）
- ※体育館の鍵（カギ）当日、学校に取りに来る事（当日の勤務時間内以外は対応しない）

上記の日程において体育館使用を許可する

宮古島市立 狩俣中学校校長 印